

平成22年12月6日

新潟市議会議長

志田常佳様

議会基本条例検討会

座長 青木千代子

議会基本条例検討会における検討結果について（答申）

平成21年7月1日、議長より諮問のありました「議会基本条例制定に向けた課題整理」及び「議会基本条例案の素案作成」について、本検討会において鋭意検討を重ねてまいりました。

その結果を下記のとおり答申いたします。

記

- 1 新潟市議会基本条例（素案）（別紙1）
- 2 議会基本条例制定に向けた課題整理（別紙2）

議会基本条例検討会 検討経過

回	開催日	議 題
1	H21. 7. 1	1 議会基本条例の検討（諮問） 諮問事項 （1）議会基本条例制定に向けた課題整理 （2）議会基本条例案の素案作成 2 検討会の進め方 3 その他
2	H21. 7. 24	1 議会基本条例に盛り込むべき項目及び議会改革事項について 2 その他
3	H21. 9. 18	1 第2回議会基本条例検討会での各会派の意見に対する意見について ア 議員定数，政務調査費，費用弁償の検討の場について イ その他 2 議会基本条例に盛り込むべき項目及び議会改革事項について（前回の続き） 3 その他
4	H21. 12. 18	1 議会改革事項について（前回の続き） 2 議会改革に対する市民からの意見聴取について 3 その他
5	H22. 1. 22	1 各会派から提案のあった議会改革事項の内容確認について 2 その他
6	H22. 2. 15	1 議会改革事項に対する各会派の意見について 2 その他
7	H22. 3. 5	1 議会改革事項に対する各会派の意見について 2 その他
8	H22. 3. 17	1 議会改革事項に対する各会派の意見について 2 その他
9	H22. 4. 9	1 中間報告（案）について 2 その他
	H22. 4. 15	○ 議長へ中間報告 「議会基本条例検討会における検討結果について（中間報告）」
10	H22. 5. 26	1 今後の検討会の進め方について 2 その他
11	H22. 6. 11	1 今後の検討会の進め方について 2 その他
12	H22. 6. 18	1 正副座長の選任について
13	H22. 6. 25	1 今後の検討会の進め方について 2 勉強会について
14	H22. 7. 13	1 中間報告の改革事項の整理について 2 その他

回	開催日	議 題
	H22. 7. 16	○ 議会基本条例検討会勉強会 ・演題「さいたま市議会における議会改革の取り組み」 ・講師 さいたま市議会議長 関根信明 氏 さいたま市議会議会改革推進特別委員会委員長 高柳俊哉 氏
1 5	H22. 7. 30	1 中間報告の改革事項の整理について 2 その他
1 6	H22. 8. 4	1 中間報告の改革事項の整理について 2 議会基本条例の基本的な考え方について 3 条例素案の検討の進め方について 4 その他
	H22. 8. 6 ～ H22. 9. 8	ワーキンググループで議会基本条例試案の検討（計7回開催）
1 7	H22. 9. 10	1 議会基本条例試案について
	H22. 9. 18	○ 議員有志による「市民と議員の意見交換会 ～開かれた議会を目指して～」 ・基調講演 福嶋浩彦 氏（元我孫子市長） ・先進事例報告 ～上越市の取り組み～ 上越市議会 議会基本条例策定検討委員会委員長 内山米六 氏 ・市民と議員による公開座談会 ・意見交換
1 8	H22. 9. 30	1 議会基本条例（ワーキンググループ試案）に対する各会派の意見について 2 その他
1 9	H22. 10. 4	1 議会基本条例（ワーキンググループ試案）について 2 その他
2 0	H22. 10. 12	1 議会基本条例（ワーキンググループ試案）について 2 その他
2 1	H22. 10. 14	1 議会基本条例（ワーキンググループ試案）について 2 その他
2 2	H22. 10. 27	1 議会基本条例（ワーキンググループ試案）について 2 その他
2 3	H22. 10. 29	1 議会基本条例（ワーキンググループ試案）について 2 その他
	H22. 11. 2	○ パブリックコメントの実施（募集期間 H22. 11. 2～H22. 12. 1）
2 4	H22. 11. 9	1 議会基本条例（試案）市民との意見交換会について 2 その他
2 5	H22. 11. 18	1 議会基本条例（試案）市民との意見交換会について 2 その他

回	開催日	議 題
	H22. 11. 23	○ 新潟市議会基本条例（試案）市民との意見交換会 ・ 条例（試案）の説明 ・ 意見交換
2 6	H22. 11. 25	1 議会基本条例（試案）に対する市民意見について 2 その他
2 7	H22. 11. 29	1 議会基本条例（試案）の市民意見に対する回答について 2 その他
2 8	H22. 12. 1	1 議会基本条例（試案）の市民意見に対する回答について 2 その他
2 9	H22. 12. 3	1 議会基本条例（試案）について 2 その他
3 0	H22. 12. 6	1 議会基本条例検討会答申（案）について

新潟市議会基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員（第3条－第7条）

第3章 市民と議会（第8条－第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条－第13条）

第5章 議会運営（第14条－第18条）

第6章 議会の体制整備（第19条－第22条）

第7章 補則（第23条・第24条）

附則

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。

自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。

議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。

新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及

び各地域にはそれぞれの諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。

よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。

(条例の遵守等)

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会を運営しなければなりません。

2 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

(1) 議案、陳情等（以下「議案等」といいます。）の審議及び審査をし、議決を行うこと。

(2) 自治立法権を発揮するとともに、政策提案を行うこと。

(3) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員（以下「市長等」といいます。）の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。

(5) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。
- (2) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (3) 各区の実情の把握に努めるとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持つて的確な判断を行うこと。
- (4) 高い倫理性を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- (5) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

(議長及び副議長)

第5条 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。

2 議長は、議会の秩序の保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

(推進組織の設置)

第6条 議会は、この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、議員で構成する

推進組織を設置します。

2 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとしします。

3 前2項に定めるもののほか、推進組織については、別に定めます。

(会派)

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。

2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。

3 会派は、議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。

4 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。

第3章 市民と議会

(市民参画の推進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めます。

3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。

4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。

2 議会は、議会の広報及び広聴について不断に検証し、充実を図るものとします。

(会議等の公開)

第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。

2 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。

第4章 議会と市長等との関係

(市長との関係)

第11条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとします。

(議会への説明等)

第12条 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」といいます。）を作成し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとします。

- (1) 計画等の作成又は変更の理由及び経緯
- (2) 他の自治体の類似する計画等との比較検討
- (3) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとします。

3 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に

含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。

4 市長等は、議会又は議員から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとします。

(議決事件)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。

第5章 議会運営

(議会運営)

第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。

(臨時会の招集)

第15条 議長は、市民の負託にこたえるため、会議に付議すべき事件がある場合は、議会運営委員会の議決を経て、市長に臨時会の招集を請求することができます。

2 議員定数の4分の1以上の者は、会議に付議すべき事件がある場合は、市長に臨時会の招集を請求することができます。

(議員間討議)

第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策提案を積極的行います。

(委員会の活動)

第17条 委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査を行い、付託された事件については、最良の意思決定を導くために慎重かつ活発な審査を行います。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第1

09条第7項に規定する権能に基づき政策提案を行います。

3 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目的及び期間を定めて、課題の審査及び調査を行います。ただし、特別委員会の設置目的が達成された場合は、その設置期間にかかわらず、速やかにこれを改組し、又は廃止します。

4 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事項の調査に当たり、市長等に資料の提出を求めることができます。この場合において、市長等は、誠実に対応するものとします。

(会議等における質疑応答等)

第18条 議員は、市長等の提出した計画等及び市政の課題について、会議等において論点及び争点が市民にとって明らかになるよう質疑し、又は質問します。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとします。

2 本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択することができます。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。

第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。

(学識経験者等の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとします。

2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活

動を補佐する議会事務局の機能強化に努めます。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めます。

第7章 補則

(別に条例で定める事項)

第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。

(条例の見直し)

第24条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行います。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

議会基本条例制定に向けた課題整理

議会改革事項及び検討結果	条例に盛り込む事項	今後の検討事項
1 一般質問		
<p>(1) 人数制限の廃止（提案会派：共産党議員団，改革ネット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度はまだ始めたばかりのため現状どおりでよい。 ・人数制限は廃止すべき。 ・人数制限は廃止すべきだが，これまでの議論も踏まえ，引き続き検討していくべき。 ・2月定例会のみ人数制限の廃止を検討してはどうか。 		<p>条例には盛り込まず，今後の検討課題とする。</p>
<p>(2) 一問一答の導入（提案会派：共産党議員団，市民連合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答形式を導入する方向で一致した。 	<p>選択性として盛り込む。</p>	
<p>(3) 再質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再質問は，時間内であれば質問回数の制限を廃止する。（提案会派：新潟クラブ） ・再質問は，時間内であれば回数制限を設けず一問一答形式で行うべき。 		<p>(2)と関連があるため盛り込まない。</p>
<p>(4) 反問権（提案会派：共産党議員団，市民連合，公明党市議団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権については認めるべき。ただし，その運用については丁寧な議論が必要である。 	<p>盛り込む。</p>	
<p>(5) 議場の対面式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問については質問席を設け，対面式なども検討する。（提案会派：新潟クラブ） ○ 議場の対面式方式の導入（提案会派：共産党議員団） ・議場の対面式の導入に向けて検討すべき。 ・基本的には対面式は導入すべきだが，議場内の配置が可能かどうかについても検討が必要である。 		<p>一問一答形式となった際に，議場のあり方について事務局で検討する。</p>
<p>(6) 質問通告等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質問通告・本会議録等の作成は「標準用字用例辞典」を基本としながらも，使用する用字については議員の意向も尊重するようにする。（提案会派：市民連合） ・本会議の会議録は議長権限の下で正確に記録をつくるものであるため，従来どおり「標準用字用例辞典」を基本とすることは変更しない。質問通告書については，先例のただし書きに「質問通告については議員の意思を尊重する」を付け加える必要があるため検討が必要である。 		<p>先例の変更が必要と一致したとの意見を付して，議運に上げる。</p>
2 常任委員会		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規の事業や計画策定の場合は，閉会中であっても事前に委員会を開催し，執行部から報告を受ける。（提案会派：市民連合） ・現行制度でも常任委員会の委員長権限で報告を受けることができる。委員も委員長に対し開催要求をすることもできるということを改めて確認すべき。 		<p>委員がどれだけ活用するかが問題である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 常任委員会の議案審査時の説明資料を議案と一緒に配付する。（提案会派：市民連合） ○ 議案審査時の説明資料の提出（提案会派：改革ネット） ・所管事務説明での資料要求などは，現行制度を活用し各常任委員会で対応すべき。 ・事前に準備している説明資料は，委員会開会前に配付すべき。 		<p>条例に盛り込むことはないが，執行部側の説明責任として当然すべきと確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 常任委員会のインターネット中継（提案会派：市民クラブ） ・常任委員会のインターネット中継を導入すべき。 	<p>情報公開という中で盛り込む。</p>	
3 特別委員会		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別委員会のあり方（提案会派：改革ネット） ・現行制度でも特別委員会の設置・改編はできるが，柔軟に対応できるような特別委員会のあり方を議論していくべき。 	<p>盛り込む。</p>	
4 部長質疑		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 部長質疑（一問一答）の廃止（提案会派：新潟クラブ） ・一般質問に一問一答を導入するのであれば，部長質疑は廃止すべき。 ・一般質問に一問一答を導入したとしても，部長質疑は存続すべきであるが，そのあり方については検討が必要である。 ・一般質問に一問一答が導入されるとすれば，部長質疑は廃止しても良いと考える。その際，現行の質問内容が担保されるよう，運営には十分な配慮が必要である。 		<p>条例には盛り込まず，一問一答の在り方と合わせて今後の検討課題とする。</p>
5 市長の説明責任		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長の説明責任の強化（提案会派：市民連合） ○ 首長の政策提案等の場合の説明事項の規定（提案会派：改革ネット） ○ 首長による予算・決算の説明資料の作成（提案会派：改革ネット） ・市長の説明責任を明確化すべきである。 	<p>盛り込む。</p>	

議会改革事項及び検討結果	条例に盛り込む事項	今後の検討事項
6 参考人制度等		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 附属機関の活用（提案会派：共産党議員団） ○ 参考人制度の活用（提案会派：共産党議員団） ○ 議案審査のための専門家等の活用（提案会派：市民連合） ○ 参考人・公聴会制度の活用（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度でも対応可能であるが、参考人制度等は活用すべきである。 	参考人・公聴会制度の活用、専門家等の活用（調査機関の設置）は盛り込む。	附属機関の活用は盛り込まず、今後の検討課題とする。
7 議会人事		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 正副議長選挙等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 正副議長選挙に所信表明の場の設置（提案会派：共産党議員団） ○ 正副議長選挙の立候補制の導入（提案会派：公明党市議団） ○ 議長・副議長・議会運営委員会委員長等の選出過程の透明化（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長選挙における立候補制の導入や所信表明の場の設置については検討すべきである。 	盛り込む。ただし表現方法については検討する。	
<ul style="list-style-type: none"> (2) 正副議長任期 <ul style="list-style-type: none"> ○ 正副議長の任期のあり方について検討する。（提案会派：新潟クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長の任期のあり方については、今後検討すべきである。 		盛り込まない。
<ul style="list-style-type: none"> (3) 農業委員 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員の推薦について検討する。（提案会派：新潟クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の推薦については、各区で取り扱いが異なるため、そのあり方について検討すべき。 また、議員が農業委員になるべきかどうかについても検討すべき。 		今後の検討課題とする。
8 議会報告・情報公開		
<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会報告会等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会の開催（提案会派：共産党議員団、改革ネット） ○ 住民説明会の開催（提案会派：公明党市議団） <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には議会報告会を開催すべきであるが、運営方法などを検討した上で最終的に判断する。 	盛り込む。運営方法等は別途検討する。	
<ul style="list-style-type: none"> (2) 情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対する情報公開（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・さらに市民に対する情報公開を進めていくべき。 	盛り込む。具体的な内容は素案づくりの中で検討する。	
9 市民意見の聴取		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会モニター制度の導入（提案会派：共産党議員団） <ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター制度の導入を図るべき。 ・議会モニター制度は必要ない。 	市民意見の聴取は盛り込む。	議会モニター制度については今後の検討課題とする。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民意見の的確な把握（広報公聴会議の設置）（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・住民意見の的確な把握に努める。 	継続的な議会改革の中で検討する。	
10 議論の場		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員同士の議論の場の設置（提案会派：共産党議員団） ○ 議員相互間の自由な討論の推進（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度を活用することで新たに設置する必要はない。 ・設置する場合、どういう場が必要なのか検討すべき。 	議員間の議論の場を盛り込む。	実施方法は今後の検討課題とする。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外会議の設置（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・法定外会議の設置は必要ない。 ・法定外会議は設置しても良い。 ・法定外会議の具体的な提起があった際に検討する。 		条例には盛り込まず、今後の検討課題とする。
11 議会活性化・議会改革		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会、委員会の活性化・向上のための運営方法の検討（提案会派：新潟クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・活性化は必要であり、そのための具体的な方法の検討が必要である。 		盛り込まない。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的な議会改革の推進（議会改革推進会議の設置）（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な議会改革については進めるべき。 ・議会改革については、議会運営委員会等の現行制度の中で行うべき。 ・議会改革については、新たな協議の場の設置も検討する。 	盛り込む。運営方法等は別途検討する。	

議会改革事項及び検討結果	条例に盛り込む事項	今後の検討事項
12 議会事務局		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策立案機能の向上のため、早急に事務局の体制強化に取り組む（提案会派：新潟クラブ） ○ 議会事務局に法制担当部署の設置（提案会派：市民連合） <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局の体制強化に取り組むべき。 	体制強化に取り組むことを盛り込む。	
13 その他		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市自治基本条例第二節の確かなる遂行（提案会派：新潟クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市自治基本条例の確かなる遂行に取り組む。 		盛り込まない。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議長室の機能強化を図り、新しい行政機能、区選出議員との関連性を密にし、区での効果的な行政運営を図る（提案会派：新潟クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容をさらに検討する必要がある。 	区と議会の関係は条例素案を検討する中で検討する。	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区に議長室として区役所内に議員連絡室を設置する。（議員と区民との打合せ等にも活用する）（提案会派：新潟クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・議員連絡室の設置は必要である。 ・議員連絡室の設置は必要ない。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会内における会派間の調整及び合意形成のための努力（提案会派：改革ネット） <ul style="list-style-type: none"> ・会派間の調整及び合意形成のため更なる努力に努める。 	盛り込む。	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回検討会で配付した他都市の条例の項目全体について検討（首長等に対する文書による質問）（提案会派：市民連合） <ul style="list-style-type: none"> ・首長等に対する文書による質問について検討すべき。なお、文書質問は会議規則等で設けて初めて実施できるが、文書質問も質問であり会期中にのみ認められるものであるため、それらも踏まえて検討すべき。 		今後の検討課題とする。